

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

岡山市長 大森 雅夫

岡山市条例第85号

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 基本的施策（第6条－第13条）

第3章 実施体制等（第14条・第15条）

第4章 岡山市空家等対策協議会（第16条－第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）を円滑かつ公平に運用し、及び本市における空家等の適切な管理を促進するために必要な事項を定めることにより、法と一体的な運用を図り、もって法第1条の趣旨を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例に特段の定めのない限り、法において使用する用語の例による。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者等は、法第3条の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法第4条の規定により、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

(市民等による情報の提供)

第5条 市民等（市内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は滞在する者をいう。）は、空家等が特定空家等であると疑うに足る事実があるときは、市にその情報を提供しよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(空家等対策計画)

第6条 市は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定により、岡山市空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第7条 市は、法第11条の規定により、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第9条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第8条 市は、法第12条の規定により、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第9条 市は、法第13条の規定により、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(特定空家等の認定基準)

第10条 市長は、法第2条第2項の特定空家等と認めるに当たっての基準（以下「認定

基準」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、認定基準を定め、又はこれを改訂したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第11条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定により特定空家等に対する措置を講ずるに際しては、当該特定空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。

- 2 法第14条第2項及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。

(応急措置)

第12条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(財政上の措置)

第13条 市は、空家等に関する対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 実施体制等

(市内体制の整備)

第14条 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な市内体制を整備しなければならない。

(関係行政機関等との連携)

第15条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、関係行政機関、住民自治組織等に対し、特定空家等の所在地及び特定空家等の物的状態の内容に関する情報を提供し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。

第4章 岡山市空家等対策協議会

(協議会の設置)

第16条 法第7条第1項の規定により、岡山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第17条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等対策の推進に関すること。

(組織)

第18条 協議会は、市長及び委員10人以内（以下「委員等」という。）をもって組織する。

(委員等)

第19条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 住民自治組織の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第20条 会長は、市長とする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員等の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

制定理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本市における空家等の適切な管理の促進に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定したものである。

